

跡地利用は国の責任



意見書では政府に対し「市民、県民の生活向上と当県の経済的発展のため、返還後の跡地利用に関し、産業・経済振興の面からも国の責任において具体的な支援を早急に提示するように」と、強く要請していることが特徴。

那覇市議会代表が上京

那覇市議会代表団は、三月十日に賛成多数で可決した「那覇軍港の早期返還と跡地利用に関する意見書」を、政府の関与機関に直接手渡すために三月十六日に上京した。

翌十七日、一行は「那覇軍港施設は昭和四十九年(一九七四年)の第五回日米安全保障協議委員会(安保協)において返還計画が承認された安保協事業の一つとして、その施設全部の返還が了承され

那覇市議会は二月定例会の二月十日午前、議員提案された那覇軍港跡地に伴う跡地利用について、国の責任を明文化した「那覇軍港の早期返還と跡地利用に関する意見書」を議員四十四人中保守無所属一人を含む二十八人の賛成多数で可決した。共産党七人と市民クラブ(七人)は反対し、那覇軍港の浦添移設に関しては、沖縄県議会、那覇市議会、浦添市議会が足並みをそろえ、軍港の跡地利用に国の具体的な支援を要請することを盛り込んでいる。

那覇市議会

軍港で意見書可決

支援策要請盛り込む

土地連会報

等 3 頁
 会 7 頁
 所 合 2 頁
 行 車 連 2 頁
 地 主 久 松
 那 覇 市 主 久 松
 発 行 人 話
 電 話 (098) 863-6270
 F A X (098) 863-0047

主な紙面紹介

- 那覇軍港跡地利用問題特集 1面
- 軍港特措法見直し 2面
- 関連特集 見直し 2面
- 県案(全文) 3面
- 平成11年度収支予算案関連特集 4面

第60回定例会開催通知

日時 平成11年3月29日(月) 午後2時
 場所 沖縄県青年会館
 議案 平成11年度事業計画案 案1について
 平成11年度収支予算案(案)について

国際ハブ港化 2003年度に着工

三月十日、県議会議決特別委員会において、与野党の各委員から「那覇軍港の跡地利用について、那覇港湾の国際ハブ化について、県の考え方が述べられた。

これに対し、宮城正治企画開発部長は「那覇軍港の跡地利用計画については、一九九六年三月に那覇市、那覇軍用地等社会が跡地利用計画を策定している。県も基本計画の中で、国際的リゾート地区として位置付けている。県としては開発主体である那覇市、那覇軍用地主と調整を図りながら展開、支援をしていきたい」と述べた。

また、那覇港湾の国際ハブ化について、「四月一日に那覇港開発推進を発足させる。今後、開発の主体となる一部を明らかにし、注目された。歴史の遺産を活かし、那覇市のゲートとして特徴ある開発をする。

基本構想の具体化に注目

那覇軍港跡地利用計画

那覇軍港跡地利用計画に関して那覇市は、昭和五十七年(一九八二年)度から基本計画を作成し、平成の年度から平成四年度と合意書に方向の検討作業を進めてきた。

一方、那覇軍用地等社会は、平成三年(一九九一年)度にアンケート調査を基本とした地主会独自の案を作成し、平成六年度には事業の基本計画について検討してきた。

双方の検討作業の過程で議論したポイントは次のとおりであった。

地主会側から提案されていた運河など親水性のある空間について協議され、跡地利用に関する意見書では、昭和三十九年(一九七四年)一月三十日開催の第十五回日米安全保障協議委員会において返還合意され、市民、県民はその実現を強く望んでいた。しかし、返還合意から二十五年を経過し、未だその実現を見えないことは極めて残念である。

同軍港の浦添移設に関しては、県議会、浦添市議会、及び、今や同軍港の返還がクロスアップされ、その実現に向けて大きく機運が盛り上がりつつある状況にある。

度までに行い、二〇〇三年の工事着工を目指すことを明らかにし、注目された。

都市型リゾートの快適な居住空間の形成

都市型の開発であるので、十分な緑地と親水性のある開発方法により快適な居住空間を実現する。

ウオータフロントと海洋レクリエーションの形成

都市型のウオータフロントにクリエーションに参加ができるような開発を実現する。

多様な海洋レクリエーションに参加ができるような開発を実現する。

返還対策室を新設

県は三月一日「普天間飛行場、那覇港跡地返還問題対策室」を発足させた。当面は那覇軍港、浦添市の移設問題を最優先で取り組むことになっており、那覇軍港跡地利用計画の具体化が浮上するだけに那覇軍用地等社会の対応が注目されることである。

歴史的な港の特色を活かした那覇市のゲート空間の形成

御物城、歴史的な街並み、歴史的な遺産を活かし、那覇市のゲートとして特徴ある開発をする。

都市型リゾートの快適な居住空間の形成

都市型の開発であるので、十分な緑地と親水性のある開発方法により快適な居住空間を実現する。

ウオータフロントと海洋レクリエーションの形成

都市型のウオータフロントにクリエーションに参加ができるような開発を実現する。

多様な海洋レクリエーションに参加ができるような開発を実現する。

軍転特措法
見直し提案

総合的実施機関の新設を盛り込む

給付期間の延長に期待

県案を了承・要請活動の展開へ

沖縄県は「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」(軍転特措法)の見直しに向けた要請書をまとめた。特筆されるのが、跡地整備事業の事業主体として、総合的な実施機関を新たに設置する点にある。喜屋武武成市長は「跡地整備事業の事業主体として、総合的な実施機関を新たに設置する」ということである。喜屋武武成市長は「跡地整備事業の事業主体として、総合的な実施機関を新たに設置する」ということである。喜屋武武成市長は「跡地整備事業の事業主体として、総合的な実施機関を新たに設置する」ということである。

県、要望書を説明

二月八日、沖縄県国際都市形成推進室と喜屋武武成市長が、軍用地地主会連合会の事務局を訪ね、喜屋武武成市長ら三役に軍転特措法見直し提案(別掲参照)についての説明が行われた。特に三役からは第八條(給付金の支給等)について言及し、給付金支給期間については、現行三年を七年に延長することについて、ただしたと、与儀朝榮室長は「土地連の要請に配慮し、七年に延長することについて、最後に金城副会長からは、現行制度上、軍用地等に係る政府側の窓口として、軍用地、借付、補償関係は防衛施設庁、



軍転法見直し要望書の説明を受け、了承した土地連の喜屋武武成市長、金城副会長と県の与儀国際都市推進室長(左から)8日午後、那覇市の土地連事務所

跡地利用関係は沖縄開発庁とすることになった。軍転特措法見直しに当たり、政府の窓口を一本化するよう強く申入れたい」との要望が出された。それに対し、喜屋武武成市長は「最短期間で可能な方法を探求していく」と理解を示し、恩納通信所におけるPCB関係の教訓を活かした

返還実施計画で明示

知事・環境問題で答弁
県議会
沖縄県議会「月定例会」の代表質問が二月二十三日、二十四日の両日行われた。軍転特措法見直し案について、喜屋武武成市長(県民の姿)が県の姿勢を述べた。その質疑応答の要旨は次の通りとなっている。

軍転法見直し案について
①駐留軍用地跡地の利用促進のための措置と実施体制について、②基地返還跡地の環境調査が環境浄化について、③返還用地の計画的な跡地利用が図られるための給付金支給期間の延長について、④跡地測量を早期実現するための調査、測量について、一知

事、一括してお答えします。現在、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(一)いわゆる軍転特措法に、関係国の要請書を作成し、関係国の意見を伺っているところであります。

また、駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置については、軍転特措法に規定されているものの、市町村の地主的な事業費負担が大きい。国の行財政上の特別な措置をお願いしています。

また、跡地利用の実施体制については、跡地利用の様々な課題を包括的に調整し、基盤整備事業の実施、民間投資の誘致等総合的、継続的に取り組む。跡地利用を効率的に促進していく体制の整備を要望している。

次に、基地返還跡地の環境調査及び環境浄化については、恩納通信所跡地、嘉手納飛行場におけるPCB等の汚染問題など、跡地利用と支障や県民生活、不安を生じさせたことから、跡地利用に支障がないよう環境浄化処理の徹底調査、不発弾除去、建物の撤去など特別管理期間に国の行う措置を「返還実施計画」で明示していただくことを要望します。

徳元正信氏が死去

軍用地地主会発展に大きく貢献
徳元氏は昭和二十三年(一九七八年)四月に六十六年に亘り、本会の理事及び第一代会長として就任。豊富な意見と卓見した指導をもつて本会運営に専心努められ、軍用地所有者の財権擁護並びに生活・福利向上に多大な貢献をされた。

特に、軍用地の大規模改善をはじめ、地籍の明確化、共済会の設立等、その他複雑多岐にわたる重要な困難な軍用地諸問題の解決に縦横無尽の活躍をされ、多大な成果をおさめた功績は大きなものがある。

地域にあつては、嘉手納町議会議員、同議長を歴任され、地域住民の福祉向上をはじめ、地方自治の振興発展に尽力。そのほか、那覇防衛施設局地方審議委員、沖縄県振興開発審議委員、沖縄県軍用地転用対策協議会委員、沖縄県国土利用計画地審議委員会、日本赤十字社沖縄県支部顧問などを歴任した。



徳元正信氏(左)が死去した。七十六歳

軍転特措法見直しと跡地利用対策は別に

二月二十一日午後、公務局副会長が、軍用地等問題に係る政府窓口の明確化について要望したところ、土地連次官は、「日本の安全保障問題の要を担った、この責任を、(きり)下した。地下次官は、当面の課題として、軍用地主会の強い

要請事項となっている軍転特措法の見直し、中でも給付金支給期間の延長や環境保全対策などは急がなければならぬ。しかし、跡地利用問題については、制度上、あるいは手法上の有効性を真実に検討する必要がある。例えば、土地復旧整理事業の法に伴う地方自治体への財政支援の在り方を考える場合、軍転特措法の中でやるのではなく、二〇〇一年に終了する二次振替後の振替計画に盛り込むのも一つの選択だと思っている。補遺事項が掲げられている経済法の内容を含め、引き続き検討していきたい」との考え方を披露した。

一方、喜屋武武成市長、金城副会長が、軍用地等問題に係る政府窓口の明確化について要望したところ、土地連次官は、「日本の安全保障問題の要を担った、この責任を、(きり)下した。地下次官は、当面の課題として、軍用地主会の強い



地下次官、考え方を披露

をを行うよう明確にすべき」と主張しており、大変心強い。特に仲村正治衆議院議員にあつては、今回の軍転特措法見直し問題、県返還出国議員団の幹事として推選されている。その仲村氏は恩納通信所の返還事例でも分かるように、現行の給付金支給期間は短すぎる。七年度程度に延長し、一千万円の上限も撤廃すべきだ。跡地利用についても、政府の責任で整備する必要がある。

また、跡地利用の実施体制については、跡地利用の様々な課題を包括的に調整し、基盤整備事業の実施、民間投資の誘致等総合的、継続的に取り組む。跡地利用を効率的に促進していく体制の整備を要望している。

次に、基地返還跡地の環境調査及び環境浄化については、恩納通信所跡地、嘉手納飛行場におけるPCB等の汚染問題など、跡地利用と支障や県民生活、不安を生じさせたことから、跡地利用に支障がないよう環境浄化処理の徹底調査、不発弾除去、建物の撤去など特別管理期間に国の行う措置を「返還実施計画」で明示していただくことを要望します。

平成11年度 当初収支予算約678億3,500万円に 一般会計は前年度比2,700万円の減

平成11年度収支予算総括表

単位：千円

会 計 別	平成11年度当初予算	平成10年度当初予算	増 減 額
一 般 会 計	170,906	198,176	△27,270
特 別 会 計	67,664,903	65,819,556	1,845,347
共済事業特別会計	34,841	31,132	3,709
居所不明事業特別会計	16,255	14,681	1,574
軍用地等賃貸借契約事務受託事業会計	67,611,012	65,771,213	1,839,799
会館運営特別会計	2,795	2,530	265
一般・特別会計の計	67,835,809	66,017,732	1,818,077

沖繩県軍用地等地主連合会は、三月十日の理事会で、平成十一年度当初収支予算案を全会一致で承認した。平成十一年度は、軍転特措法見直しに関する活動はじめ戦後処理問題でもある位置境界明確化措置承認申請保留分（未認証）解決促進活動や継続事業としての貸付料増額要求活動及び防衛施設用地賃借契約事務委託費の増額要求活動等、政策的経費が増えた半面、事業部門や管理部門においては、事業の見直し、システマ化の導入、効率化の追求等による経費の削減を図ったのが特徴。

一般会計における収入は、一億七千九百六十千円となっており、収入の約八四％が会費で賄われている。残りは特別会計からの繰入金収入や、特定預金取崩収入（財政調整

積立預金に依存している。特に会費収入では、貸付料の増額要求活動の成果に支えられ三・七％増を確保した。しかし一方では、嘉手納弾薬庫地区の返還等による貸付料収入の減もあり、財源確保上次第に厳しくなることが予想され、その対策が急がれるところである。

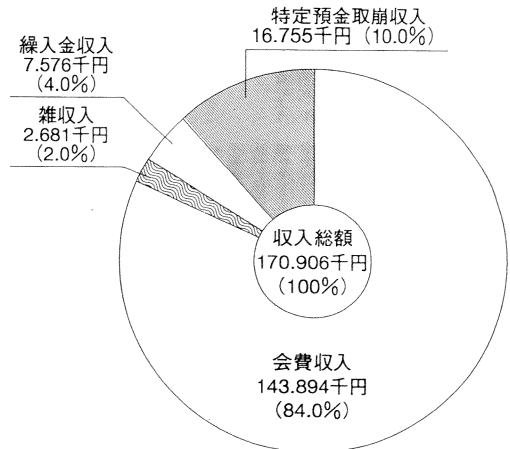
一般会計収支予算における支出は、一億七千九百六十千円と、対前年度当初比で二五・八％減となっている。その主な理由は、事務の合理化・効率化による物件費の削減、定昇率の低下や退職予定者等という人権費等の大幅減によるものである。

支出予算の内訳として、総支出額の三七・二％に当たる六千三百五十二万一千円が事業費、同じく四九・三％の八千四百九十九万三千円が管理費となつている。

平成11年度 政策事業

- 1 軍用地主の財産擁護対策と生活の安定向上対策並びに跡地利用対策事業（21,940千円）
 - (1) 軍転特措法見直し要請活動
 - (2) 位置境界明確措置認証申請保留分（未認証）解決促進要請活動
 - (3) 軍用地等の財産管理土地（所有者居所不明土地）についての所有者の確認調査活動
 - (4) 防衛施設用地賃貸借契約事務委託費増額要求活動
 - (5) 共済資金増額要請活動
- 2 刊行物の発行事業（4,000千円）
 - (1) 土地連会報の発行（年2回）
- 3 共済事業の充実・強化対策事業（2,842千円）
 - (1) 共済事業対策検討委員会の設置
 - (2) 共済事業システム運用指導等
- 4 公益法人新指導監督基準の運用指針対策及び実務指針対策事業（1,256千円）
 - (1) 調査対策検討委員会の設置
 - (2) 研修会等への派遣
- 5 組織の充実・強化対策事業（9,036千円）
 - (1) 組織・財政対策検討委員会の設置
 - (2) 事務局体制の充実・強化
 - ① 給与システムの開発
 - ② 文書管理システムの開発
 - ③ 各システムの稼働と生産性向上対策
 - ④ 各種研修会等への参加

平成11年度 一般会計収支予算〔収入の部〕



平成11年度 一般会計収支予算〔支出の部〕

